平成２９年（フ）第２号
大分県速見郡日出町3854番地１　サニーホームＦＵＪＩＩ201
債務者　合田　伸一
１　決定年月日時　平成29年４月７日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年６月６日まで
５　免責審尋期日　平成29年５月31日午後２時30分
大分地方裁判所杵築支部破産係

平成２９年（フ）第３号
大分県速見郡日出町3854番地１　サニーホームＦＵＪＩＩ201
債務者　合田　暁美
１　決定年月日時　平成29年４月７日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年６月６日まで
５　免責審尋期日　平成29年５月31日午後２時30分
大分地方裁判所杵築支部破産係

平成２９年（フ）第２１号
栃木県小山市乙女３丁目13番20号
債務者　児矢野ウタ子
１　決定年月日時　平成29年４月７日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年６月12日まで
５　免責審尋期日　平成29年６月13日午後１時30分
宇都宮地方裁判所栃木支部

平成２９年（フ）第２３号
栃木県小山市大字平和202番地　リエス小山間々田Ｉ―102
債務者　前澤　龍也
１　決定年月日時　平成29年４月７日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年６月12日まで
５　免責審尋期日　平成29年６月13日午後１時30分
宇都宮地方裁判所栃木支部

平成２９年（フ）第２６号
栃木県小山市扶桑３丁目10番８号　扶桑市営住宅35号棟417号室、従前の住所茨城県桜川市本木2124番地１
債務者　中澤　竜彦
１　決定年月日時　平成29年４月７日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年６月22日まで
５　免責審尋期日　平成29年６月23日午後１時30分
宇都宮地方裁判所栃木支部

平成２９年（フ）第６３２号
神奈川県海老名市東柏ケ谷４丁目28番18―106号
債務者　栗原　美樹
１　決定年月日時　平成29年４月７日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年６月29日まで
５　免責審尋期日　平成29年６月30日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第６５０号
横浜市瀬谷区宮沢２丁目30番地１　コート三ツ境202
債務者　伊東　静香（旧姓鳴海）
１　決定年月日時　平成29年４月７日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年６月29日まで
５　免責審尋期日　平成29年６月30日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第６６０号
横浜市旭区中沢２丁目９番10号　Ｇハイツ102
債務者　佐々木　淳
１　決定年月日時　平成29年４月７日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年６月29日まで
５　免責審尋期日　平成29年６月30日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第６６４号
神奈川県藤沢市白旗４丁目14番16号
債務者　神崎　頌一
１　決定年月日時　平成29年４月７日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年６月29日まで
５　免責審尋期日　平成29年６月30日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第５５９号
横浜市神奈川区栗田谷39番26号　ブルーグレイス反町201号
債務者　川上　陽子
１　決定年月日時　平成29年４月７日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年７月４日まで
５　免責審尋期日　平成29年７月５日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第６４９号
横浜市鶴見区本町通１丁目42番地　みよし荘201
債務者　二ノ宮絵里奈（旧姓露木）
１　決定年月日時　平成29年４月７日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年７月４日まで
５　免責審尋期日　平成29年７月５日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第６５９号
タイ国ウボンラチャタニ県ムアンウボンラチャタニ郡ナイムアン町ブラパーノック路ブラパーノック２／１小路57番、日本における最後の住所神奈川県茅ヶ崎市小和田１丁目13番27号
債務者　原田　一義
１　決定年月日時　平成29年４月７日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年７月４日まで
５　免責審尋期日　平成29年７月５日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第６６６号
横浜市青葉区青葉台１丁目10番地１　青葉台団地３―911
債務者　鯨岡　富枝
１　決定年月日時　平成29年４月７日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年７月４日まで
５　免責審尋期日　平成29年７月５日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第６６８号
神奈川県藤沢市下土棚553番地　井上ハウス２Ｆ
債務者　小川慎太郎
１　決定年月日時　平成29年４月７日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年７月４日まで
５　免責審尋期日　平成29年７月５日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第６７２号
神奈川県藤沢市善行団地２番４―104号
債務者　窪田　ツギ
１　決定年月日時　平成29年４月７日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年７月４日まで
５　免責審尋期日　平成29年７月５日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部